

2018年9月23日発行



日大訴訟ニュース no.1

2018年6月22日、組合員8名が雇止めやコマ減を不服として、地位の確認などを求め、学校法人日本大学を、東京地方裁判所に提訴しました。

第1回口頭弁論の報告

第1回口頭弁論が、2018年9月20日10時から、東京地裁709法廷で開かれました。

傍聴にお越しいただいたみなさま、誠にありがとうございました。

今日出廷した原告5人は全員、思いもよらない初めての裁判のためわからないことだらけで、不安だらけだったのですが、皆様に来ていただいたおかげで、大いに励みとなりました。お礼、申し上げます。

民事36部合A1係 裁判長 江原健志 裁判官 別所卓郎 裁判官 小松香織 書記官 土屋操

原告席には6人着席（弁護士4人、原告：Aさんと私）被告席には4人着席（弁護士のみ）傍聴席は42席、23名の傍聴人がいました。これは、とても心強かったです。日大側の傍聴人はいなかったようです。

原告側弁護士は、中川勝之日大訴訟弁護団長（東京法律事務所）はじめ4名、被告側弁護士は、いつも団交に出て来る大村剛史弁護士（高井・岡芹法律事務所）はじめ4名が来ていました。記者は4名でした。

今回の口頭弁論では、Aさんと私が原告の意見陳述をしました。裏面に掲載いたしました。よろしければ、ご覧ください。

次回の第2回口頭弁論は、2018年12月13日（木）10:30～東京地裁東京地裁の第1回と同じ709法廷で行われます。平日の午前中ですので、都合がつきづらいですが、ごくごく短時間で終わります。団交と同様、裁判も傍聴人の数が多いほど好ましいのです。ご都合のつく方は、是非、ご参加のほど、よろしく願い申し上げます。

これからも、よろしく願います。

2018年9月23日

首都圏大学非常勤講師組合日大訴訟原告団団長 真砂久晃

第2回口頭弁論のお知らせ

日時：2018年12月13日（木）10:30～

場所：東京地裁東京地裁709法廷

（地下鉄「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分）

日大訴訟について、詳しくは以下をご覧ください

・日大ユニオンブログ「日本大学を集団提訴!」（2018年7月10日） → <https://bit.ly/2MSD967>



★カンパをお願いします!

※ゆうちょ銀行の場合

……00140-9-157425 大学非常勤講師分会

※ゆうちょ口座からの口座間送金も可能です

……記号001409 番号157425

※他の銀行から振り込む場合（有料の場合あり）

……店名〇一九（ゼロイチキュウ）当座 口座0157425 大学非常勤講師分会

首都圏大学非常勤講師組合 日大ユニオン

代表：志田 慎（生物資源科・経済学部）mcts08@gmail.com

副代表：井上悦男（文理・法・経・商・危機管理学部）inoue_etsuo4949@yahoo.co.jp

事務局次長：今井 拓（経済学部）電話 090-4006-2990 taku_imai@hotmail.com

同：真砂（マナゴ）久晃（文理・危機管理・スポーツ科学部）er9h-mng@asahi-net.or.jp

 @nichidai_union



首都圏大学非常勤講師組合

日大ユニオン

あなたとともに
10000人の仲間とともに

2018年9月20日

眞砂久晃

今年の3月31日付で日本大学三軒茶屋キャンパスでは15名の英語の非常勤講師が雇い止めになりました。そのうち4名が、この裁判で雇い止めの撤回と復職を求めています。私はこの4名の原告を代表して、意見を述べます。

4名のうち3名は、現在でも日本大学の他の学部に出講していますので、提訴するには、覚悟が必要でした。残念ながら、私たちが交渉してきた日本大学本部は、問題を解決する意志も能力もないことがわかったので、裁判で戦わざるを得なくなったのです。

日本大学は、平成28年に危機管理学部とスポーツ科学部を三軒茶屋キャンパスに新設することを決定し、15名の英語の非常勤講師の出講が決まりました。非常勤講師として就任する以前に渡された、平成26年11月25日付の書類には、「完成年度の平成32年3月までは、継続してご担当いただきますよう、お願いいたします。」と明記されていました。

平成28年度から4年間は三軒茶屋キャンパスの授業を優先しなければならぬので、他の大学からの出講要請を断った非常勤講師も何人かいました。しかし、三軒茶屋キャンパスでは、最初から授業計画は二転三転し、担当授業やコマ数が突然変えられることが、何度もありました。

非常勤講師はこの変更にも不平も言わず誠実に対応してきました。また、要望に応じて授業以外にも、残業手当など要求せずに補習などを行ってきました。

しかし、私たちのそのような努力をあざ笑うかのように、去年の11月に突然、英語の非常勤講師は15名全員、平成29年度で契約満了、平成30年度からの契約は更新しない、と告げられたのです。その責任者は、事務長の堀氏と学務委員長長の工藤教授でしたが、謝罪の言葉は一言もありませんでした。まるで、非常勤講師は使い捨てするのが当然であるかの物言いに、私たちは大いにプライドを傷つけられました。

もちろん、この雇い止めは私たちの生活に多大な支障となります。年収にして250万円以上の減収となる人もいます。ですから、雇い止めに撤回させようとして、私たちは首都圏大学非常勤講師組合に加入し、去年の11月から毎月のように日本大学と団体交渉を行ないましたが、日大の対応は不誠実そのもの、ゼロ回答を繰り返すのみで、問題を解決しようとする姿勢は全く見られませんでした。そして遂に、今年の3月31日で15名の英語の非常勤講師は全員、雇い止めになってしまったのです。

交渉決裂を受けて、私たちは日本大学を提訴する決心を固めました。これは私たちだけの問題ではありません。日本大学の非常勤講師、延いては大学全体に関わる由々しき事態なのです。非常勤講師を使い捨てするような大学が良質な教育を行えるわけがありません。そのような大学が学生を守るわけがありません。私たちはこの裁判で勝利することによって日本大学正常化の一因になりたい、とも考えています。

裁判長、どうぞ、私たち原告と私たちと共に闘ってきた多くの仲間の想いを受け取っていただき、充実した審理をして頂けますよう、お願いします。

以上

2018年9月20日

A

私は、三軒茶屋キャンパス以外の4名の原告を代表して、意見を述べます。

まず私、Aは、日大経済学部において、2004年4月から倫理学関係の科目を14年間にわたって担当してきました。契約については、毎年秋に、型通りの出講希望調査があるだけで、当然次年度の更新を予想していました。ところが、2017年11月のある日、突然日大から一通の封書が自宅に送られてきました。中には「諸般の事情により、継続して来年度の講義を委嘱することができなくなりました」などと書いてあるA4の紙が一枚入っていました。驚くべきことに、この「文書」には、雇い止めの理由が一切書かれていないばかりか、文書の作成者も、作成の日付すらも書かれていなかったのです。大学側がかなり後に明らかにした雇い止めの理由は、専任教員の担当コマ数調整のため、というあざんとするものでした。私は、日本で最大とも言える教育機関である日本大学が、労働者の人権をまったく尊重せず、文字通り「紙切れ一枚」で、14年間勤めた教員をゴミのように捨てようとする、ということに、愕然としました。

つぎに、Bさんは、文理学部において、2004年4月より歴史学関係の科目を担当してきました。2016年3月までの12年間、特に事務上の手続きもなく、更新されることが慣例でした。2017年4月より、通年開講から半期へとコマ数が減らされました。そのため6か月の空白期間が生じ、無期転換申込権を喪失しました。組合を通し、通年開講を求めましたが、大学側は、半期は開講するとしながらも、通年開講をさらに要求し続けるのであれば半期開講すらしない、とほめかしました。Bさんは、これを受け入れました。雇い止めというもっと不利なことを避けられると期待したためです。ところが、2018年度には、結局Bさんは雇い止めになりました。しかも、その後の組合交渉で、Bさんの課目を2018年度に廃止することは、実は2017年当時既に決まっていたことが明らかになりました。大学は卑劣にもこれを隠して交渉にあたったのです。

また、Cさんが勤務する理工学部では、今年度、本部の全コマ数2割削減の方針に従い、まず初修外国語が4割程度削減されました。納得できる理由もないまま、Cさんを含む多くの非常勤講師のコマがなくなりました。Cさんは、このように身勝手な大学の態度を少しでも是正したいという思いから、この訴えを起こしました。現在、専業非常勤講師の数は専任を上回っている状況で、例えば理工学部のあるヨーロッパ言語では、専任1名、非常勤講師が5名です。大学教員の多数を占める非常勤講師の立場を安定させるため、まずは私たちの、日大当局に対する要望を受け入れてほしい、とCさんは訴えています。

最後に、Dさんは、同じく理工学部において、語学の授業を、3コマから2コマに減らされました。これにより月収が3万円ほど減ったということです。日大は一方向的に都合を押し付けるだけで、交渉に応じようとすらしませんでした。しかもその「都合」は、いつ誰がどのような根拠に基づいて決定したのかさえ不透明な方針なのです。結局、経営陣からは都合のよい調整弁としてしかみなされていないことがはっきりしたので、Dさんは、教員としての尊厳も、人間としての尊厳も傷つけられたと感じている、ということです。

私たちの雇い止めの背景には、非常勤講師を都合のいい調整弁として切り捨てようとする日本大学の方針がありました。私たちは、自分が研究者としても教育者としても扱われず、財政節約のためには何時でも使い捨てられる存在だと思われていることに、傷つきました。しかしこれは、私たち個人の問題にとどまらない、また日本大学だけにとどまらない問題です。現在の日本において本務校を持たない研究者誰もが、さらには非正規雇用の労働者全員が、多かれ少なかれ抱えている問題なのです。現在、専業非常勤講師は全国に9万人以上いるとされています。この問題として今回の提訴を捉えてもらいたい、私たちは訴えます。

以上

応援メッセージ
募集中!



<https://goo.gl/V3WUHH>